

福祉用具購入費支給申請について【介護保険】

○対象となる福祉用具（選択制については裏面参照）

- | | |
|------------|-------------------|
| ①：腰掛け便座 | ②：自動排泄処理装置の交換可能部品 |
| ③：排泄予測支援機器 | ④：入浴補助用具 |
| ⑤：簡易浴槽 | ⑥：移動用リフトのつり具の部分 |

○申請時の流れ

(1) 改修内容の決定

- ・関係者(介護サービス(住宅改修)利用者、ケアマネージャー、福祉用具専門相談員等)で十分に協議を行い、購入製品を決定します
 - ・支給限度基準額は同一年度で100,000円です
 - ・購入費支給は1種目1回に限られます
- ※破損等、特別な事情がある場合、同一種目について再び福祉用具購入費が支給されます

(2) 事前申請（必要書類の提出）

- ①福祉用具購入費支給申請書
 - ・「償還払い」用、「受領委任払い」用のどちらか1つを提出
- ②福祉用具購入費受領委任払取扱確約書
 - ・「受領委任払い」の場合のみ提出
- ③見積書
- ④カタログの写し
- ⑤福祉用具サービス計画書

(3) 決定通知の確認

- ・申請者(介護サービス(住宅改修)利用者)に送付します
- 決定通知の確認後に購入をしてください

(4) 購入の報告（必要書類の提出）

- ・領収書のコピー

(5) 給付

- ・必要書類の提出後、約2～3ヶ月後に給付額を指定口座に振込みます。

(裏面につづく)

(裏面)

○選択制の対象とする福祉用具について

①固定用スロープ

- ・主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものが対象です
- ・便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除きます

※複数個購入をする場合、必要性を確認するため、設置場所のわかる書類の提出が必要です

②歩行器

- ・脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器が対象です
- ・車輪、キャスターが付いている歩行車は対象外です

③歩行補助つえ

- ・カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖が対象です

○選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- ・利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売の選択が可能です
- ・介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明等（選択に必要な情報提供、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案）を行う必要があります

○貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

(以下が見込まれます)

①貸与後

- ・6月以内に1回以上のモニタリング実施（貸与継続の必要性検討）

②販売後

- ・特定福祉用具販売計画における目標達成状況の確認
- ・要請等に応じ、使用状況を確認、必要に応じて指導や修理等に努める
- ・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する

○担当窓口

清水町役場 福祉介護課 介護保険係 電話：055-981-8213